

第10回社会保障審議会年金部会、
第30回社会保障審議会企業年金・個人年金部会
合同開催 2023年12月11日

資料1

社会保障審議会 年金部会及び 企業年金・個人年金部会の合同開催について

厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

社会保障審議会 年金部会及び 企業年金・個人年金部会の合同開催について

- 現在、社会保障審議会年金部会では公的年金制度について、同企業年金・個人年金部会では私的年金制度について、それぞれ次期制度改正に向けた議論が進められている。
- 公的年金と私的年金は、相まって高齢期などにおける国民の生活の安定を図ることを目的としている。今後もこうした共通の目的を達成していくためには、社会経済情勢の変化に対応して、それぞれの機能を維持、強化しつつ、適切な役割分担と連携を進めていく必要がある。
- このような観点から、公的年金と私的年金の現状と次期制度改正に向けた論点、年金部会及び企業年金・個人年金部会の議論の状況などを相互に共有し、諸外国の取組も参考にしながら、
 - i. 国民の老後の生活基盤を支えるための公的年金・私的年金の役割分担と連携の考え方、それを踏まえた制度等のあり方
 - ii. ① これまでの年金広報・教育の評価と今後の方向性、社会保障制度の枠組みの1つである公的年金制度、自主的な努力を支援する私的年金制度の基本的な役割、機能等に対する正しい理解を促すために行う広報・教育のあり方
② 平均余命の延伸、働き方等の多様化が進む現代において、国民1人1人が自身のライフコースを踏まえた適切なライフプランを立てるために行う公的年金と私的年金の一体的な広報・教育のあり方、今後の「見える化」の取組の進め方

などについて議論するため、社会保障審議会運営規則第2条第2項に基づき、年金部会と企業年金・個人年金部会を合同で開催するものである。

○社会保障審議会運営規則（平成十三年一月三十日社会保障審議会決定） 抄

（審議会の部会の設置）

第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会（分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。）を設置することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、**二以上の部会を合同して調査審議させることができる。**